

# 災害時避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)



富 里 市

平成27年10月

# 目 次

第1章 目的	
1 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）	1
第2章 避難行動要支援者名簿の作成等	
1 要配慮者の把握	2
2 名簿に掲載する対象者	2
3 名簿の作成等	3
4 名簿に掲載される個人情報の範囲	3
5 名簿に掲載される個人情報の収集方法	3
6 名簿情報の更新及び管理等	3
7 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	4
8 名簿の平常時からの提供に不同意であった者を含む名簿情報の提供	4
第3章 避難支援体制	
1 避難支援等関係者となる者	6
2 避難行動要支援者の避難支援	6
3 避難支援体制	6
4 フロー図（避難支援）	7
第4章 情報伝達	
1 避難のための情報伝達	8
2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の発令・伝達方法	9
3 地震・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法	9
第5章 避難誘導及び避難所における支援等	
1 避難誘導の手段・経路等	10
2 避難所における支援方法	10
3 福祉避難所の指定	10
4 避難訓練の実施	11
第6章 避難支援プラン（個別計画）の作成	
1 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方	12
2 個別計画の更新	12
3 個別計画の管理	13
第7章 附則	13

## 第1章 目的

### 1 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）

本市では、平成22年度から、国が示したガイドラインに基づき、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を作成し、個々の災害時要援護者の避難支援プランの作成や、地域における避難支援体制づくりに取り組んでまいりました。

平成23年の東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されています。

被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害などにおいても共通してみられるものであり、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への避難支援の強化が急務になっています。

こうした状況を受け、国は、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。

本市では、法改正を受けた取組として、平成26年9月に要配慮者の安全確保対策となる、避難行動要支援者に対する対応を「富里市地域防災計画」に位置付け、その下位計画として、この「富里市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を定め、従来の災害時要援護者対策からの見直しを行いました。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、自助・地域（近隣）の共助及び行政機関による公助と連携して避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

基本的な計画の構成は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であって、その迅速かつ安全な避難確保を図るため、特に支援を要する方の範囲を位置付けし、その対象となる方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成及び避難支援等の実施に携わる関係者を定め、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制の確立を計画の項目としています。

## 第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

### 1 要配慮者の把握

市長は、富里市避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要配慮者（介護保険における要介護者、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者、障がい者、難病患者、妊産婦及び乳幼児、日本語に不慣れな在住外国人）の情報を集約する。

また、市が把握していない情報で名簿の作成のため必要があるときは、千葉県知事その他の者に対して情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

### 2 名簿に掲載する対象者

名簿に掲載する者は、市内に住所を有し生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

※避難行動要支援者とは、災害対策基本法において新たに定義付けられた、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいう。

#### (1) 介護保険における要介護者

○要介護3～5

○要介護1～2、要支援1～2で一人暮らしの者

△65歳以上のひとり暮らしの高齢者で希望する者

△65歳以上の高齢者のみの世帯で希望する者

△要介護1～2、要支援1～2で単独避難が困難な者で希望する者

#### (2) 障がい者

○身体障害者手帳1・2級（総合等級）の所持する身体障害者

○療育手帳④及びAを所持する知的障害者

○精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

#### (3) 難病患者

○市の生活支援（福祉サービス）を受けている難病患者

#### (4) 妊産婦及び子ども

○障がい者世帯に属する子ども ※18歳に達した年度の3月31日をもって抹消

△母子健康手帳交付者で希望する者 ※登録から1年をもって抹消

#### (5) 日本語に不慣れな在住外国人

○本市に住民登録を有する外国人

#### (6) (1) から (5) のほか、その他市長が認める者

※○…名簿に掲載      △…手上げで名簿に掲載

### 3 名簿の作成等

市は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者に該当する者を把握するために必要な限度の範囲内で情報を集約し、名簿を作成する。また、平常時から避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を更新する。

### 4 名簿に掲載される個人情報の範囲

災害発生時において災害時避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時避難行動要支援者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から災害時避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

本市では、国の取組指針を受け、次の(1)～(7)に掲げる情報を名簿に掲載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### 5 名簿に掲載される個人情報の収集方法

次に掲げる通常業務等を通じて災害時避難行動要支援者情報の把握に努めるものとする。

- (1) 介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- (2) 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- (3) 妊産婦及び子どもの情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- (4) 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- (5) 民生委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。
- (6) 区・自治会、福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集により把握する。

### 6 名簿情報の更新及び管理等

名簿全体の更新は、年一回を基本とする。

- (1) 新たに富里市に転入してきた要介護高齢者、障がい者等や新たに介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を名簿に記載するよう準備するとともに、名簿に記載された者に対して、平常時から名簿情報を提供することについての同意の確認を行う。

- (2) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も名簿から削除する。
- (3) 名簿は、富里市役所内に備え、適正な情報管理を行う。

#### 7 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- (1) 市長は、同意書により、平常時からあらかじめ、避難支援等関係者（第3章1に掲げる者）に名簿情報を提供することについて同意した者の名簿情報を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。
- (2) 市長は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう指導する。

#### 【適正な情報管理】

- ①避難支援等関係者への名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域に限り提供する。
- ②避難支援等関係者は、名簿を取り扱う者を限定し、名簿の提供を受けた際には、受領書を市長に提出しなければならない。
- ③避難支援等関係者は、施錠可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。なお、万一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- ④市長の許可なく名簿情報を複製及び複写をしてはならない。
- ⑤名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 8 名簿の平常時からの提供に不同意であった者を含む名簿情報の提供

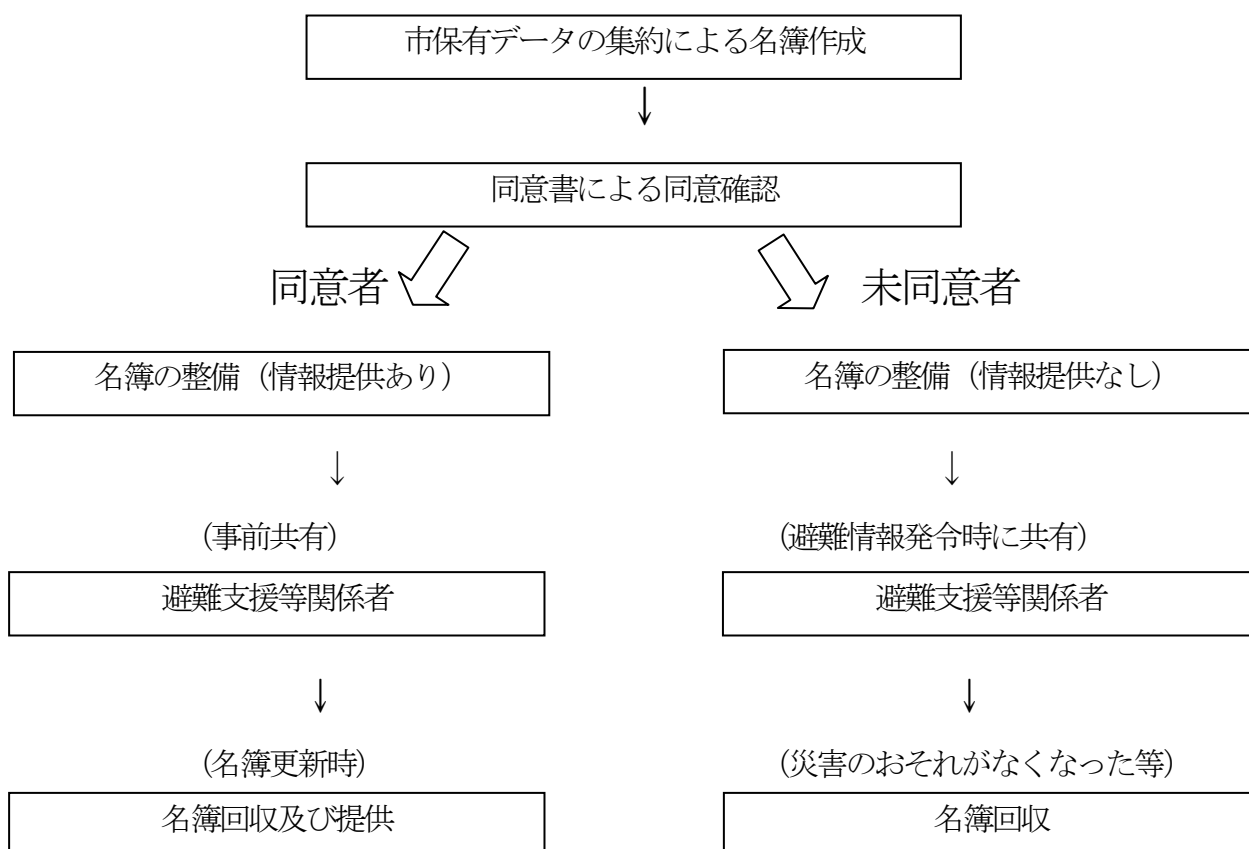
- (1) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために名簿情報の提供が特に必要であると市長が認めるときは、その同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

(2) 市長は、緊急に名簿情報を提供する場合の名簿情報漏えい防止のための必要な措置を講ずるよう努め、避難支援等関係者その他の者に対し適正な情報管理を図るよう指導する。

【適正な情報管理】

- ①市長の許可なく名簿情報を複製及び複写をしてはならない。
- ②市長は、災害対応収束後、速やかに提供した名簿を回収する。
- ③名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

名簿の整理及び管理



避難支援等関係者への事前提供については、受領書の提出が必要

## 第3章 避難支援体制

### 1 避難支援等関係者となる者

次に掲げる者を避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者とする。

- (1) 消防機関
- (2) 千葉県警
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 区・自治会，自主防災組織

### 2 避難行動要支援者の避難支援

- (1) 避難支援等関係者は，名簿情報に基づいて避難支援を実施する。ただし，避難支援等関係者は自らの安全や家族等の安全が前提であり，可能な範囲で避難支援等を実施する。
- (2) 避難支援等関係者は，避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告，避難指示（緊急）等が発令されたときは，名簿を活用して着実な情報伝達及び安否の確認，避難の支援を実施する。

### 3 避難支援体制

市役所内に，横断的組織として「災害時避難行動要支援者支援班」を設ける。  
災害時避難行動要支援者支援班の位置付け，構成及び業務は以下のとおりとする。

#### ①【位置付け】

平常時は，福祉関係部局や防災関係部局で横断的なプロジェクト・チームを設置し，災害時は，災害対策本部中，福祉関係部門内に設置する。

#### ②【構成】

平常時は，班長（社会福祉課長），班員（福祉担当者，防災担当者等）で構成し，避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては，避難支援等関係者の参加を得ながら進める。

#### ③【業務】

平常時：災害時避難行動要支援者情報の共有化，避難支援プランの策定，災害時避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施，広報等

災害時：避難勧告等の伝達業務，避難誘導，安否確認・避難状況の把握，避難所の災害時避難行動要支援者班（仮称）等との連携・情報共有等

市は，避難支援等関係者と連携し，個々の災害時避難行動要支援者に対応する避難支援者を明確化するものとする。

避難支援者は，災害時避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で，原則として，区・自治会，自主防災組織，福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては，災害時避難行動要支援者に対し，災害時避難行動要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより，

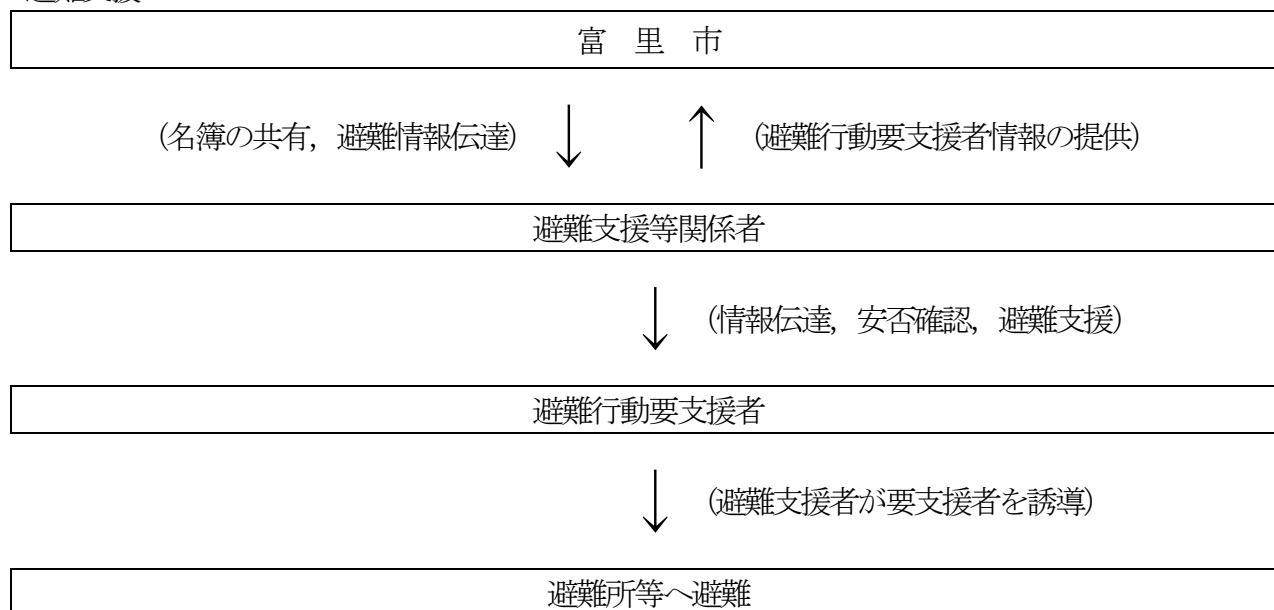


災害時避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあり、災害時避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについて周知に努める。

さらに、災害時避難行動要支援者の支援体制を整備するに当たっては、地域において災害時避難行動要支援者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていくことに努める。

#### 4 フロー図 (避難支援)

避難支援フロー



## 第4章 情報伝達

### 1 避難のための情報伝達

- (1) 市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、富里市地域防災計画に基づき避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令・伝達を適時適切に発令し、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。
- (2) 市は、緊急かつ着実な避難勧告等が伝達できるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行う。  
 (防災行政無線、市広報車、消防団による広報、電話、FAX、携帯電話、防災・防犯メール、ホームページ、ブログ等)

ただし、避難支援等関係者は自ら、震度5強以上と判断(テレビやラジオ等での確認は不要)した地震の場合や、避難行動要支援者に危険が迫っていると判断した場合は、市からの避難情報伝達の有無に関係なく、安否確認や状況に応じて避難支援等を実施する。

#### <気象庁震度階級表>

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。 テレビが台から落ちることがある。 タンスなど重い家具が倒れることがある。 変形によりドアが開かなくなる可能性がある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 多くの墓石が倒れる。 自動車の運転は困難となり、停止する。

- (3) 市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

## 2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の発令・伝達方法

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等を発令する判断基準を明確化する。

判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別・具体的に定める。

情報伝達は、下記によって行うこととする。

### (1) 情報伝達ルート

避難勧告等については、市から各自治会長（又は自主防災組織の代表者）を通じた災害時避難行動要支援者及び避難支援者等へ直接伝達する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、災害時避難行動要支援者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

### (2) 情報伝達手段

災害の状況に合わせて、次の手段で伝達を行う。

- |                                  |                                   |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 防災行政無線  | <input type="checkbox"/> 防災・防犯メール |
| <input type="checkbox"/> 緊急速報メール | <input type="checkbox"/> ホームページ   |
| <input type="checkbox"/> FAX     | <input type="checkbox"/> 広報車      |
| <input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ | <input type="checkbox"/> 災害広報誌    |

### (3) 情報伝達責任者の明確化

災害時避難行動要支援者に対する情報伝達については、富里市地域防災計画に基づき、災害時避難行動要支援者の支援班を所掌する班が行う。

さらに、富里市地域防災計画に規定された災害時避難行動要支援者関連施設に対しては、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、迅速かつ安全な避難を確保することとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が災害時避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難勧告等を伝えることも考慮する。

## 3 地震・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法

各種ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する自治体の窓口での配布、インターネットの利用による公開等（ホームページ、ハザードマップポータルサイト）の実施に努める。

また、各種ハザードマップを用いて災害時避難行動要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時避難行動要支援者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図ることとする。

併せて、避難支援等関係者と平常時から災害時に避難支援を必要とする在宅の災害時避難行動要支援者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築する。

さらに、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、地震、土砂災害に備えることとする。

### 1 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難勧告等を発令した場合は、市と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行うこととする。

そのため、平常時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市、避難支援等関係者等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。

また、災害時避難行動要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに、避難経路を確認しておくよう努めることとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、災害時避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めることとする。

### 2 避難所における支援方法

避難所においては、災害時避難行動要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷き、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設け、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、災害時避難行動要支援者の要望を把握するため、富里市地域防災計画に基づき、災害時避難行動要支援者の支援班を所掌する班が中心になり、避難支援等関係者等の協力を得つつ、相談窓口を設けることとする。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に女性の担当者も配置するなどの配慮を行う。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取組が重要なことから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、災害時避難行動要支援者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続を行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、あらかじめ、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものとなることから、特に視覚障がい者や聴覚障がい者、日本語が分からない外国人等に対する伝達方法については、特段の配慮を行う。

### 3 福祉避難所の指定

災害時避難行動要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、把握した災害時避難行動要支援者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、あらかじめ福祉避難所を指定するよう努める。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、災害時避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である既存施設を活用する。

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プラン（個別計画）の策定を通して、その所在や避難方法を災害時避難行動要支援者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得られるよう努める。

#### 4 避難訓練の実施

災害時避難行動要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、災害時避難行動要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、区・自治会、自主防災組織、消防団等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の災害時避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、まずは、区・自治会、自主防災組織が中心となり、災害時避難行動要支援者や避難支援者とともに、災害時避難行動要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図ることが大切である。

避難訓練には、地域住民や災害時避難行動要支援者、避難支援者が積極的に参加し、災害時避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難勧告等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、防災訓練などにおいて、災害時避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うよう努める。

### 1 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方

災害が発生し、又はそのおそれが高まったときに、災害時避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ安全に実施するためには、あらかじめ、災害時避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難場所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、避難支援等関係者の協力を得ながら、避難支援プラン（個別計画）の策定をする。

また、個別計画の策定に当たっては、富里市個人情報保護条例の規定に基づき、市は、実際に避難支援に携わる避難支援等関係者と災害時避難行動要支援者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、災害時避難行動要支援者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成することとする。

なお、避難支援者については、避難支援等関係者の話し合いなどであらかじめ災害時避難行動要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の避難支援者を決めておくこととする。

また、個別計画は、災害時避難行動要支援者本人、その家族及び市の必要最小限の関係部署のほか避難支援者、災害時避難行動要支援者本人が同意した者に配布することとする。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

- (1) 市は、地域の特性や実情を踏まえ、避難行動要支援者と具体的な打合せを行い、個別計画を作成する。
- (2) 個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在時の対応などを記載する。
- (3) 平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が連携して、避難支援等の具体的な支援方法について打合せを行うよう努める。
- (4) 区・自治会、自主防災組織、民生委員等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整役としてのコーディネーターとしての協力を求める。
- (5) 避難支援等関係者、特に自主防災組織や自治会は、隣近所で声を掛け合うなど、日頃からのコミュニケーションづくりに心がける。
- (6) 既に把握し作成済みの災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）の記載事項に変更がなく、法改正に基づく本人の同意があれば引き続き使用できるものとする。

また、民生委員・児童委員の使用している福祉票及び一人暮らし調査票等にも同様の記載項目等があることから、本人の同意があれば、災害時避難行動要支援者避難支援プランとして使用できるものとする。

### 2 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの災害時避難行動要支援者を対象としていることから、災害時避難行動要支援者の個人情報が多く含まれているため、その個人情報の保護に留意する。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくことが重要である。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新を行う。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行うこととする。

### 3 個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として、避難支援等関係者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

## 第7章 附則

- (1) 避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まるが、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではない。
- (2) この計画は、必要に応じて見直しを行う。
- (3) この計画は、平成27年10月21日から実施する。
- (4) 平成30年4月1日一部修正